

来て「やぶき」空き家取得支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、空き家の利用促進、良質な住宅ストックの形成及び定住人口の増加による地域の活性化を図るため、空き家を取得して自ら居住しようとする者に対し、この要綱に定めるところにより、支援金を給付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 矢吹町空き家バンクに登録されている住宅のうち、専用住宅又は住宅部分の床面積が全体の床面積の2分の1以上を占める併用住宅をいう。
- (2) 移住 過去5年間県外に居住していた者が、本町の住民基本台帳に記録され、永住する意思を持って生活の本拠を本町へ移すことをいう。
- (3) 取得 空き家を自己の居住の用に供するため購入し、自己の名義で所有権保存登記又は所有権移転登記を完了することをいう。
- (4) 誘導居住面積水準 住生活基本計画（令和3年3月19日閣議決定）に規定する水準をいう。
- (5) 町税等 町民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料、保育料、上下水道料及びその他町長が指定したものをいう。
- (6) 子育て世帯 空き家の取得日において、18歳未満の子ども（18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間に就労していない者をいい、出生以降に同居する予定の妊娠中の子（出産予定であることが母子手帳等で確認できるものに限る。）を含む。）と同居している世帯をいう。

(7) 町内施工業者 町内に本店、支店、営業所等を有する法人又は町内に主たる事業所を有する個人の事業主をいう。

(支援対象住宅)

第3条 支援金の交付対象となる住宅（以下「支援対象住宅」という。）は、次の各号すべてに該当する住宅とする。

(1) 移住から2年以内かつ、令和6年4月1日以降に取得された住宅であること。

(2) 建築基準法等の関係法令に適合していること。

(3) 戸建住宅にあっては、その延べ面積は原則として、住生活基本計画（全国計画）（令和3年3月19日閣議決定）において定める一般型誘導居住面積水準を満たしていること。

(4) 集合住宅にあっては、その延べ面積は原則として、住生活基本計画（全国計画）において定める都市居住型誘導居住面積水準（当該水準により算出した面積が75平方メートル超の場合は、75平方メートル）を満たしていること。

(5) 昭和56年以前の旧耐震基準で建築された空き家にあつては、事業完了日までに耐震診断が実施されること。

(支援対象者)

第4条 支援金の交付対象となる者（以下「支援対象者」という。）は、次の各号のすべてに該当する者とする。

(1) 令和6年4月1日以降に県外から移住した者。

(2) 支援対象住宅を取得した者で、持分が2分の1以上あること。

(3) 支援事業完了日の属する年度の翌年度から起算して5年以上継続して、支援対象住宅に居住する者。

(4) 支援金交付年度内に町内への移住が完了していること。

(5) 世帯全員が町税等を滞納していないこと。

(6) この要綱に基づく支援金の交付を受けたことのある同一世帯員がいないこと。

(7) 本人又は同一世帯員が暴力団等の反社会的勢力又は反社会勢力と関係を有しないこと。

(支援対象経費)

第5条 支援金の交付対象となる経費（以下「支援対象経費」という。）は、次の各号の経費を除く住宅の取得に要したものとする。

(1) 土地取得費

(2) 外構工事等に要する経費

(3) 併用住宅における住宅部分以外の経費

(4) 国又は地方公共団体が行う他の支援金を活用する場合の当該対象経費

(支援金の額)

第6条 基本支援額及び加算額は、別表1のとおりとする。

2 前項に規定する支援金のほか、県外からの転入者で、「来てふくしま 住宅取得支援事業実施要綱（平成29年8月21日付け29建第1058号福島県土木部長通知）」に該当する場合においては、当該事業の支援金交付要綱に基づき、対象となる支援金額を別表2のとおり加算するものとする。

3 この支援金の交付額は、支援対象経費の2分の1又は別表1により算出した額に別表2により算出した額を加算した額のうち、いずれか低い額（千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる）とする。

(支援金の交付申請)

第7条 支援対象者は、支援金の交付申請をする場合は、来て「やぶき」空き家取得支援金交付申請書（様式第1号）によるものとし、取得日から起算して12か月以内に次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 住民票謄本

(2) 誓約書兼同意書（様式第2号）

- (3) 世帯全員の戸籍附票（過去5年間県外に居住していたことが分かる書類）
- (4) 売買契約書の写し
- (5) 建物の登記簿謄本
- (6) 支援対象住宅の案内図、配置図、平面図、立面図その他支援対象住宅の内容が確認できる書類
- (7) 町税等納入状況確認同意書（様式第3号）
- (8) 母子健康手帳の写し（子育て世帯に該当しており、加算を申請をするとき）
- (9) 在籍証明書（様式第4号）又は生業として就農したことが分かる公的な書類（町内企業への就職又は新規就農しており、加算を申請するとき）
- (10) 町内施工業者において、改修することが分かる書類（空き家の改修をしており、加算を申請するとき）
（支援金の交付決定）

第8条 町長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、その内容を審査し、支援金の交付の可否を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定により支援金の交付を決定したときは、来て「やぶき」空き家取得支援金交付決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

（実績報告書）

第9条 支援対象者は、事業完了日から起算して30日以内又は各年度の3月31日のいずれか早い日までに、来て「やぶき」空き家取得支援金実績報告書（様式第6号）に、次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 建物の登記簿謄本（床面積等の変更があったとき）
- (2) 耐震診断結果報告書の写し（昭和56年以前の旧耐震基準で建築された空き家を取得した場合）

(3) 取得した建物の写真

(支援金の額の確定)

第10条 町長は、前条の実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、支援金額の確定を行い、来て「やぶき」空き家取得支援金交付確定通知書（様式第7号）を支援対象者に通知するものとする。

(支援金の請求)

第11条 支援対象者は、支援金の交付を請求するときは、来て「やぶき」空き家取得支援金交付請求書（様式第8号）を町長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第12条 町長は、支援対象者が、次の各号のいずれかに該当したときは、支援金の交付決定を取り消すことができる。

(1) 支援事業により取得した空き家を当該支援金の交付を受けた日から5年以内に、譲渡し、交換し、又は貸し付けたとき。

(2) 支援事業により取得した空き家から支援対象者及びその世帯員（支援事業完了日において、本町の住民基本台帳に記録された者に限る。）の全部が、補助金の交付を受けた日から5年以内に転居したとき。

(3) その他町長が支援金の交付を不適切と認めるとき。

2 町長は、前項の規定により支援金の交付決定を取り消した場合には、来て「やぶき」空き家取得支援金取消通知書（様式第9号）により通知する。

(支援金の返還)

第13条 町長は、前条の規定により支援金の交付決定を取り消した場合において、すでに支援金が給付されているときは、来て「やぶき」空き家取得支援金返還命令書（様式第10号）により、支援金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表 1 (第 6 条関係)

| 区分 | 要件 | 支援額 |
|-------|--|-------|
| 支援基本額 | 要綱第 3 条支援対象住宅及び第 4 条支援対象者に該当した場合 | 40 万円 |
| 加算額 | 子育て世帯 | 10 万円 |
| | 世帯内の者が町内企業へ就業、又は町内で新規就農（認定就農）した場合 | 10 万円 |
| | 町内施工業者において、空き家を改修した場合（施工費用が 10 万円を超えたものに限る。） | 10 万円 |

別表 2 (第 6 条関係)

| 区分 | 要件 | | 支援額 |
|-----------------------|--|-----------------|-------|
| 支援基本額 【県支援】 | 町支援事業の支援対象者に該当した場合 | 町加算額が全て該当する場合 | 70 万円 |
| | | 町加算額が 2 つ該当する場合 | 60 万円 |
| | | 町加算額が 1 つ該当する場合 | 50 万円 |
| | | 町加算額が該当しない場合 | 40 万円 |
| 地域活性化 加算額 【県支援】 | 子育て世帯 | | 10 万円 |
| | 世帯内の者が町内企業へ就業、又は町内で新規就農（認定就農）した場合 | | 10 万円 |
| | 町内施工業者において、空き家を改修した場合（施工費用が 10 万円を超えたものに限る。） | | 10 万円 |